

浜の活力再生プラン

令和 6 年～10 年度

第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	佐井地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 坂井幸人（佐井村漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成員	佐井村漁業協同組合、佐井村、 下北地域県民局地域農林水産部下北地方水産事務所
オブザーバー	—

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	1 対象となる地域 青森県下北郡佐井村（佐井村漁協） 2 漁業の種類 定置網・底建網漁業 30 名 一本釣・採介藻漁業 85 名 (令和 6 年 3 月 31 日現在)
-------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

佐井村は、青森県下北半島西部に位置し、海岸線は 40 km に及び、小型定置網漁業、底建網漁業、一本釣漁業、採介藻漁業を主とする漁業を基幹産業とする村である。 村の南側の地域では、回遊魚を主とする小型定置、底建網漁業を周年で営んでおり、北側の地域では磯根資源に頼った採介藻漁業と小型定置網漁業を経営している。漁業の活性化は、地域経済に大きく影響することから、行政においても水産業振興事業等の補助対策を継続して推進しているところである。 昭和 41 年の村内の 4 漁協が合併した当時は、磯根資源や回遊魚に恵まれ浜は活気にあふれ地域産業も潤っていた。しかしながら、近年は、コンブやコウナゴ漁の不漁により水揚げ高の減少が続いている。漁協組合員数は、後継者不足も相俟って平成 26 年からの 10 年間で約 3 割にあたる 62 名減少し、令和 6 年 3 月 31 日現在では 162 名の組合員で漁業活動を行っており、魚価安と燃料高騰は漁業所得に影響を与えており、厳しい状況が続いている。 このような中で、安定的な取扱を保っているウニ、ワカメ、ナマコの増養殖事業の普及拡大と販路の拡大、定置網や底建網、一本釣り等で水揚げされる鮮魚の価格向上への取り組みが必要となっている。

(2) その他の関連する現状等

佐井村は7つの漁港でそれぞれ組合員が生産活動を行っている。

近年の漁業を取り巻く環境の悪化により、漁協経営も非常に厳しい現状である。その中で、村内各集落の漁港の統合を検討し、現在は、集荷体制の見直しを行い、漁港の機能の集約化を行っている。

佐井村第5次長期総合計画では、「“にぎわい”が実感できるむら」の政策の趣旨の中で、水産業の衰退は、単に漁家の所得減だけでなく、地域経済の循環を変化させ、放置漁船などの増加による漁村環境の悪化、さらには漁家を継ぐという意識低下に伴う集落の人口減少など、地域づくりに大きな影響を及ぼすことから、安定的な収入を得られる水産業の再生に取り組むことが記載されている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

今期より、定置網・底建網漁業と一本釣・採介藻漁業を統括して取り組んでいく。

(1) 漁業収入向上のための取組

- ・ 鮮魚における活締・神経抜き技術普及拡大の継続による所得の向上（タイ・ヒラメ）
- ・ マダラの新規販売先開拓及び出荷調整による価格向上
- ・ 種苗の放流（ナマコ、ヒラメ）
- ・ ウニの一次処理加工（衛生管理対策を含む）の継続及び移植事業による所得向上

(2) 漁業コスト削減のための取組

- ・ 減速航行の継続による燃油コスト削減
- ・ セーフティーネット構築事業への加入促進と船底清掃の励行等による少燃油活動の実施

(3) 漁村の活性化のための取組

- ・ 担い手の確保及び後継者の育成
- ・ 加工場における水産加工物の加工及び村内イベント時での販売

(4) その他

- ・ 原田地区から長後地区までの漁獲物の集荷の集約
- ・ マツカワの港内養殖及び静穏区域を活用した魚類養殖

(2) 資源管理に係る取組

マダラ : 抱卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流

底建網は、1人当たりの操業統数は10ヶ統以内

ウニ : 殻長6cm以下の採捕を禁止し、誤採や混獲した際には放流

ヤリイカ : ヤリイカ小型定置漁業期間は2月5日から7月31日まで

小型定置は、1人当たりの操業統数は4ヶ統以内

ヒラメ : 35cm以下は再放流

小型定置は、1人当たりの操業統数は4ヶ統以内

ヒラメ刺網は、1人当たりの操業統数は2ヶ統以内

操業期間は5月1日から7月31日まで

ヒラメ種苗放流負担金の拠出

青森県栽培漁業振興協会によるヒラメ稚魚放流

ナマコ : 操業期間は12月1日から3月31日まで

100g以下は再放流

各漁港計7カ所にて管理区を設置

種苗放流を実施

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和 6 年度）所得向上率（基準年比）3.8%

漁業収入向上のための取組	1－①鮮魚における活締・神経抜き技術普及拡大による所得の向上 採介藻を除く全漁業者は、定置・底建・一本釣りで水揚げされるタイ・ヒラメ・ヤリイカを対象に、漁獲後は船内生け簀での管理（傷物選別、収容密度、酸素供給等）を徹底し、このうち一定サイズ以上のものを各地区の荷捌施設で自ら活締神経抜き処理を行いタグの取付け、箱詰め（施氷作業による低温管理（5℃以下）を含む）して出荷することにより、価格の向上を図り所得向上に努める。また、漁協は全漁業者を対象に神経抜き処理技術講習会を開催し普及拡大及び適正実施の徹底に努め、差別化を重視した出荷体制の構築を図る。 1－②マダラの新規販売先開拓及び出荷調整による価格向上 新規販路開拓を行うことで、マダラの取引数量の増加を図る。また、過剰な出荷はマダラの市場価格に影響を与えるため、価格の下落回避のため、出荷数量を調整する。 1－③種苗の放流（ナマコ、ヒラメ） （公社）青森県栽培漁業振興協会から稚ナマコを購入し、各漁港の管理区への放流を行うとともに、放流後の漁場管理（成長、生息密度等の把握、害敵駆除等）に取り組むことにより、生残率と採捕率の向上に努める。 1－④ウニ一次処理加工及び移植事業による取組 採介藻漁業者は、これまでウニを剥き身のまま 40cm 四方の 1kg 前後が入る水切りザルに入れて組合に出荷してきた。衛生管理にあたっては、ウニ処理の衛生管理マニュアルを組合において作成し、全組合員を対象とした勉強会等を通じて啓発普及することで、作業従事者は紫外線殺菌水でウニ本体や剥き身の洗浄処理や、使用機材の消毒徹底等その遵守に努める。
漁業コスト削減のための取組	2－①減速航行の継続による燃油コスト削減 組合員の出漁時においては全船、減速航行を基本とし消費燃料の削減を図り、基準年より 5 % のコスト削減を図る。 2－②セーフティーネット構築事業への加入促進と船底清掃の励行等による少燃油活動の実施 漁業者は漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰に備える。また、漁船の燃費向上のため、船底清掃を定期的に実施する。
漁村の活性化のための取組	3－①担い手の確保及び後継者の育成 新規就業者の確保に向けて、役場と連携し、役場は地域おこし

	協力隊制度等を活用した「漁師縁組事業」により村外より担い手を募集し、漁協及び全漁業者は育成のための受け入れを行う。 3－②加工場における水産加工物の加工及び村内イベント時での販売 漁協は自営の加工場による地元水産物の加工処理及び販売を行うことで、地元の宣伝、消費拡大を図る。また、出荷対象外（傷物など）の漁獲物を加工場で受け入れることで、漁業者の所得向上を図る。その他、漁協と全漁業者は水産物の地産地消を推進するとともに「佐井村ウニ祭り」や「おさかなまつり」等のイベントに積極的に取組むとともに村観光協会や商工会等と連携した販売戦略を定め、地域水産物の販売促進を行う。
その他	4－①原田地区から長後地区までの漁獲物の集荷の集約 組合員が減少する中で比較的陸揚量が少ない原田地区から長後地区にかけて、佐井漁港に集荷することで、一括での箱詰めや自家消費用となっていた魚価物を出荷することで、水産資源が減少傾向の中で、漁獲量の大幅な増加が期待できないことから、同一規格の魚価物の出荷により、魚価の向上に努める。 4－②マツカワの港内養殖及び静穏区域を活用した魚類養殖 マツカワの港内養殖については、漁協の自営事業として取り組む。養殖技術については、下北地方水産事務所等関係機関と連携し、飼育技術の習得に努める。
活用する支援措置	・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・漁業収入安定対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・ALPS基金事業（国） ・佐井村水産振興事業（村）

2年目（令和7年度）所得向上率（基準年比）7.0%

漁業収入向上のための取組	1－①鮮魚における活締・神経抜き技術普及拡大による所得の向上 採介藻を除く全漁業者は、定置・底建・一本釣りで水揚げされるタイ・ヒラメ・ヤリイカを対象に、漁獲後は船内生け簀での管理（傷物選別、収容密度、酸素供給等）を徹底し、このうち一定サイズ以上のものを各地区の荷捌施設で自ら活締神経抜き処理を行いタグの取付け、箱詰め（施氷作業による低温管理（5℃以下）を含む）して出荷することにより、価格の向上を図り所得向上に努める。また、漁協は全漁業者を対象に神経抜き処理技術講習会を開催し普及拡大及び適正実施の徹底に努め、差別化を重視した
--------------	---

	出荷体制の構築を図る。 1－②マダラの新規販売先開拓及び出荷調整による価格向上 新規販路開拓を行うことで、マダラ取引数量の増加を図る。 また、過大な出荷はマダラの市場価格に影響を与えるため、価格の下落回避のため、出荷数量を調整する。 1－③種苗の放流（ナマコ、ヒラメ） （公社）青森県栽培漁業振興協会から稚ナマコを購入し、各漁港の管理区への放流を行うとともに、放流後の漁場管理（成長、生息密度等の把握、害敵駆除等）に取り組むことにより、生残率と採捕率の向上に努める。 1－④ウニ一次処理加工及び移植事業による取組 採介藻漁業者は、これまでウニを剥き身のまま 40cm 四方の 1kg 前後が入る水切りザルに入れて組合に出荷してきた。衛生管理にあたっては、ウニ処理の衛生管理マニュアルを組合において作成し、全組合員を対象とした勉強会等を通じて啓発普及することで、作業従事者は紫外線殺菌水でウニ本体や剥き身の洗浄処理や、使用機材の消毒徹底等その遵守に努める。
漁業コスト削減のための取組	2－①減速航行の継続による燃油コスト削減 組合員の出漁時においては全船、減速航行を基本とし消費燃料の削減を図り、基準年より 5 % のコスト削減を図る。 2－②セーフティーネット構築事業への加入促進と船底清掃の励行等による少燃油活動の実施 漁業者は漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰に備える。また、漁船の燃費向上のため、船底清掃を定期的に実施する。
漁村の活性化のための取組	3－①担い手の確保及び後継者の育成 新規就業者の確保に向けて、役場と連携し、役場は地域おこし協力隊制度等を活用した「漁師縁組事業」により村外より担い手を募集し、漁協及び全漁業者は育成のための受け入れを行う。 3－②加工場における水産加工物の加工及び村内イベント時での販売 漁協は自営の加工場による地元水産物の加工処理及び販売を行うことで、地元の宣伝、消費拡大を図る。また、出荷対象外（傷物など）の漁獲物を加工場で受け入れることで、漁業者の所得向上を図る。その他、漁協と全漁業者は水産物の地産地消を推進するとともに「佐井村ウニ祭り」や「おさかなまつり」等のイベントに積極的に取組むとともに村観光協会や商工会等と連携した販売戦略を定め、地域水産物の販売促進を行う。
その他	4－①原田地区から長後地区までの漁獲物の集荷の集約 組合員が減少する中で比較的陸揚量が少ない原田地区から長後

	地区にかけて、佐井漁港に集荷することで、一括での箱詰めや自家消費用となっていた魚価物を出荷することで、水産資源が減少傾向の中で、漁獲量の大幅な増加が期待できないことから、同一規格の魚価物の出荷により、魚価の向上に努める。 4－②マツカワの港内養殖及び静穏区域を活用した魚類養殖 マツカワの港内養殖については、漁協の自営事業として取り組む。養殖技術については、下北地方水産事務所等関係機関と連携し、飼育技術の習得に努める。
活用する支援措置	・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・漁業収入安定対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・ALPS基金事業（国） ・佐井村水産振興事業（村）

3年目（令和8年度）所得向上率（基準年比）10.3%

漁業収入向上のための取組	1－①鮮魚における活締・神経抜き技術普及拡大による所得の向上 採介藻を除く全漁業者は、定置・底建・一本釣りで水揚げされるタイ・ヒラメ・ヤリイカを対象に、漁獲後は船内生け簀での管理（傷物選別、収容密度、酸素供給等）を徹底し、このうち一定サイズ以上のものを各地区の荷捌施設で自ら活締神経抜き処理を行いタグの取付け、箱詰め（施氷作業による低温管理(5℃以下)を含む）して出荷することにより、価格の向上を図り所得向上に努める。また、漁協は全漁業者を対象に神経抜き処理技術講習会を開催し普及拡大及び適正実施の徹底に努め、差別化を重視した出荷体制の構築を図る。 1－②マダラの新規販売先開拓及び出荷調整による価格向上 新規販路開拓を行うことで、マダラの取引数量の増加を図る。また、過剰な出荷はマダラの市場価格に影響を与えるため、価格の下落回避のため、出荷数量を調整する。 1－③種苗の放流（ナマコ、ヒラメ） （公社）青森県栽培漁業振興協会から稚ナマコを購入し、各漁港の管理区への放流を行うとともに、放流後の漁場管理（成長、生息密度等の把握、害敵駆除等）に取り組むことにより、生残率と採捕率の向上に努める。 1－④ウニ一次処理加工及び移植事業による取組
--------------	--

	採介藻漁業者は、これまでウニを剥き身のまま 40cm 四方の 1kg 前後が入る水切りザルに入れて組合に出荷してきた。衛生管理にあたっては、ウニ処理の衛生管理マニュアルを組合において作成し、全組合員を対象とした勉強会等を通じて啓発普及することで、作業従事者は紫外線殺菌水でウニ本体や剥き身の洗浄処理や、使用機材の消毒徹底等その遵守に努める。
漁業コスト削減のための取組	2－①減速航行の継続による燃油コスト削減 組合員の出漁時においては全船、減速航行を基本とし消費燃料の削減を図り、基準年より 5 % のコスト削減を図る。 2－②セーフティーネット構築事業への加入促進と船底清掃の励行等による少燃油活動の実施 漁業者は漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰に備える。また、漁船の燃費向上のため、船底清掃を定期的実施する。
漁村の活性化のための取組	3－①担い手の確保及び後継者の育成 新規就業者の確保に向けて、役場と連携し、役場は地域おこし協力隊制度等を活用した「漁師縁組事業」により村外より担い手を募集し、漁協及び全漁業者は育成のための受け入れを行う。 3－②加工場における水産加工物の加工及び村内イベント時での販売 漁協は自営の加工場による地元水産物の加工処理及び販売を行うことで、地元の宣伝、消費拡大を図る。また、出荷対象外（傷物など）の漁獲物を加工場で受け入れることで、漁業者の所得向上を図る。その他、漁協と全漁業者は水産物の地産地消を推進するとともに「佐井村ウニ祭り」や「おさかなまつり」等のイベントに積極的に取組むとともに村観光協会や商工会等と連携した販売戦略を定め、地域水産物の販売促進を行う。
その他	4－①原田地区から長後地区までの漁獲物の集荷の集約 組合員が減少する中で比較的陸揚量が少ない原田地区から長後地区にかけて、佐井漁港に集荷することで、一括での箱詰めや自家消費用となっていた魚価物を出荷することで、水産資源が減少傾向の中で、漁獲量の大幅な増加が期待できないことから、同一規格の魚価物の出荷により、魚価の向上に努める。 4－②マツカワの港内養殖及び静穏区域を活用した魚類養殖 マツカワの港内養殖については、漁協の自営事業として取り組む。養殖技術については、下北地方水産事務所等関係機関と連携し、飼育技術の習得に努める。
活用する支援措置	・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・漁業収入安定対策事業（国）

	・水産業競争力強化緊急事業（国） ・ALPS基金事業（国） ・佐井村水産振興事業（村）
--	---

4年目（令和9年度）所得向上率（基準年比）13.5%

漁業収入向上のための取組	1－①鮮魚における活締・神経抜き技術普及拡大による所得の向上 採介藻を除く全漁業者は、定置・底建・一本釣りで水揚げされるタイ・ヒラメ・ヤリイカを対象に、漁獲後は船内生け簀での管理（傷物選別、収容密度、酸素供給等）を徹底し、このうち一定サイズ以上のものを各地区の荷捌施設で自ら活締神経抜き処理を行いタグの取付け、箱詰め（施氷作業による低温管理（5℃以下）を含む）して出荷することにより、価格の向上を図り所得向上に努める。また、漁協は全漁業者を対象に神経抜き処理技術講習会を開催し普及拡大及び適正実施の徹底に努め、差別化を重視した出荷体制の構築を図る。 1－②マダラの新規販売先開拓及び出荷調整による価格向上 新規販路開拓を行うことで、マダラの取引数量の増加を図る。また、過大な出荷はマダラの市場価格に影響を与えるため、価格の下落回避のため、出荷数量を調整する。 1－③種苗の放流（ナマコ、ヒラメ） （公社）青森県栽培漁業振興協会から稚ナマコを購入し、各漁港の管理区への放流を行うとともに、放流後の漁場管理（成長、生息密度等の把握、害敵駆除等）に取り組むことにより、生残率と採捕率の向上に努める。 1－④ウニ一次処理加工及び移植事業による取組 採介藻漁業者は、これまでウニを剥き身のまま40cm四方の1kg前後が入る水切りザルに入れて組合に出荷してきた。衛生管理にあたっては、ウニ処理の衛生管理マニュアルを組合において作成し、全組合員を対象とした勉強会等を通じて啓発普及することで、作業従事者は紫外線殺菌水でウニ本体や剥き身の洗浄処理や、使用機材の消毒徹底等その遵守に努める。
漁業コスト削減のための取組	2－①減速航行の継続による燃油コスト削減 組合員の出漁時には全船、減速航行を基本とし消費燃料の削減を図り、基準年より5%のコスト削減を図る。 2－②セーフティーネット構築事業への加入促進と船底清掃の励行等による少燃油活動の実施 漁業者は漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油

	高騰に備える。また、漁船の燃費向上のため、船底清掃を定期的に実施する。
漁村の活性化のための取組	3－①担い手の確保及び後継者の育成 新規就業者の確保に向けて、役場と連携し、役場は地域おこし協力隊制度等を活用した「漁師縁組事業」により村外より担い手を募集し、漁協及び全漁業者は育成のための受け入れを行う。 3－②加工場における水産加工物の加工及び村内イベント時での販売 漁協は自営の加工場による地元水産物の加工処理及び販売を行うことで、地元の宣伝、消費拡大を図る。また、出荷対象外（傷物など）の漁獲物を加工場で受け入れることで、漁業者の所得向上を図る。その他、漁協と全漁業者は水産物の地産地消を推進するとともに「佐井村ウニ祭り」や「おさかなまつり」等のイベントに積極的に取組むとともに村観光協会や商工会等と連携した販売戦略を定め、地域水産物の販売促進を行う。
その他	4－①原田地区から長後地区までの漁獲物の集荷の集約 組合員が減少する中で比較的陸揚量が少ない原田地区から長後地区にかけて、佐井漁港に集荷することで、一括での箱詰めや自家消費用となっていた魚価物を出荷することで、水産資源が減少傾向の中で、漁獲量の大幅な増加が期待できないことから、同一規格の魚価物の出荷により、魚価の向上に努める。 4－②マツカワの港内養殖及び静穏区域を活用した魚類養殖 マツカワの港内養殖については、漁協の自営事業として取り組む。養殖技術については、下北地方水産事務所等関係機関と連携し、飼育技術の習得に努める。
活用する支援措置	・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・漁業収入安定対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・ALPS基金事業（国） ・佐井村水産振興事業（村）

5年目（令和6年度）所得向上率（基準年比）16.8%

漁業収入向上のための取組	1－①鮮魚における活締・神経抜き技術普及拡大による所得の向上 採介藻を除く全漁業者は、定置・底建・一本釣りで水揚げされるタイ・ヒラメ・ヤリイカを対象に、漁獲後は船内生け簀での管理（傷物選別、収容密度、酸素供給等）を徹底し、このうち一定サイズ以上のものを各地区の荷捌施設で自ら活締神経抜き処理を行いタグの取付け、箱詰め（施水作業による低温管理(5℃以下)
--------------	--

	を含む)して出荷することにより、価格の向上を図り所得向上に努める。また、漁協は全漁業者を対象に神経抜き処理技術講習会を開催し普及拡大及び適正実施の徹底に努め、差別化を重視した出荷体制の構築を図る。 1－②マダラの新規販売先開拓及び出荷調整による価格向上 新規販路開拓を行うことで、マダラ取引数量の増加を図る。また、過大な出荷はマダラの市場価格に影響を与えるため、価格の下落回避のため、出荷数量を調整する。 1－③種苗の放流（ナマコ、ヒラメ） （公社）青森県栽培漁業振興協会から稚ナマコを購入し、各漁港の管理区への放流を行うとともに、放流後の漁場管理（成長、生息密度等の把握、害敵駆除等）に取り組むことにより、生残率と採捕率の向上に努める。 1－④ウニ一次処理加工及び移植事業による取組 採介藻漁業者は、これまでウニを剥き身のまま 40cm 四方の 1kg 前後が入る水切りザルに入れて組合に出荷してきた。衛生管理にあたっては、ウニ処理の衛生管理マニュアルを組合において作成し、全組合員を対象とした勉強会等を通じて啓発普及することで、作業従事者は紫外線殺菌水でウニ本体や剥き身の洗浄処理や、使用機材の消毒徹底等その遵守に努める。
漁業コスト削減のための取組	2－①減速航行の継続による燃油コスト削減 組合員の出漁時においては全船、減速航行を基本とし消費燃料の削減を図り、基準年より 5 % のコスト削減を図る。 2－②セーフティーネット構築事業への加入促進と船底清掃の励行等による少燃油活動の実施 漁業者は漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰に備える。また、漁船の燃費向上のため、船底清掃を定期的実施する。
漁村の活性化のための取組	3－①担い手の確保及び後継者の育成 新規就業者の確保に向けて、役場と連携し、役場は地域おこし協力隊制度等を活用した「漁師縁組事業」により村外より担い手を募集し、漁協及び全漁業者は育成のための受け入れを行う。 3－②加工場における水産加工物の加工及び村内イベント時での販売 漁協は自営の加工場による地元水産物の加工処理及び販売を行うことで、地元の宣伝、消費拡大を図る。また、出荷対象外（傷物など）の漁獲物を加工場で受け入れることで、漁業者の所得向上を図る。その他、漁協と全漁業者は水産物の地産地消を推進するとともに「佐井村ウニ祭り」や「おさかなまつり」等のイベントに積極的に取組むとともに村観光協会や商工会等と連携した販売

	戦略を定め、地域水産物の販売促進を行う。
その他	4－①原田地区から長後地区までの漁獲物の集荷の集約 組合員が減少する中で比較的陸揚量が少ない原田地区から長後地区にかけて、佐井漁港に集荷することで、一括での箱詰めや自家消費用となっていた魚価物を出荷することで、水産資源が減少傾向の中で、漁獲量の大幅な増加が期待できないことから、同一規格の魚価物の出荷により、魚価の向上に努める。 4－②マツカワの港内養殖及び静穏区域を活用した魚類養殖 マツカワの港内養殖については、漁協の自営事業として取り組む。養殖技術については、下北地方水産事務所等関係機関と連携し、飼育技術の習得に努める。
活用する支援措置	・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・漁業収入安定対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急事業（国） ・ALPS基金事業（国） ・佐井村水産振興事業（村）

（５）関係機関との連携

- ・佐井村水産振興事業による事業効果を検証しながら、佐井村と連携して事業に取り組む。
- ・水産物の消費拡大や販路の拡大について、青森県漁連等関係機関と連携して取り組む。
- ・佐井村や崎大学水産学部との連携により、漁業知識の向上と改良漁具の検討、鮮魚の鮮度保持にかかる処理技法の検討で魚価の向上に取り組む。

（６）取組の評価・分析の方法・実施体制

浜プランの取組の実施状況、成果の評価・分析するため、毎年度末（３月）に委員会議を開催して自己評価を協議し、次年度の取組の改善等につなげる。

４ 目標

（１）所得目標

漁業者の所得の 向上 10%以上		

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--	--	--

(3) 所得目標以外の成果目標

マダラの単価の向上	基準年度	平成 30 年～令和 4 年の 5 年平均： マダラの単価 203.1 円/ k g
	目標年度	令和 10 年度： マダラの単価 213 円/ k g

漁師縁組事業 研修修了生の増加	基準年度	令和 6 年 3 月時点 研修修了生 3 名
	目標年度	令和 10 年度： 研修修了生 5 名

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

マダラの単価の向上については、過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）における単価の平均を基準値とした。 近年の豊漁により、単価は下落傾向であることから、出荷数量を調整することで単価の回復に努める。令和 3 年度及び 4 年度が単価 200 円を下回っており、それ以前は 300 円を超える年もあったことから、本計画につき無理がなく、妥当と判断する。 担い手不足の解消のため、実施している漁師縁組事業において、村外からの人材確保に努める。これまでに 5 名を採用し、3 名が漁師として定住していることから、引き続き新規漁業就業者の増加を図る。
--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
・水産多面的機能発揮対策事業 (国)	内容：漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援する。佐井村においては、ウニの移植事業にて活用。

・漁業経営セーフティネット構築事業（国）	内容：漁業者と国の拠出により、燃油価格などが高騰したときに補填金を交付する。
・漁業収入安定対策事業（国）	内容：水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図ること目的とする事業。
・水産業競争力強化緊急事業（国）	内容：「広域浜プラン」等に基づくリース方式による漁船導入や産地施設の再編整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の設備等を支援する。
・ALPS基金事業（国）	内容：ALPS処理水の海洋放出に伴い、仮に風評影響が生じた場合でも、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるようにするとともに、風評への懸念を払拭する。
・佐井村水産振興事業（村）	内容：佐井村の水産振興を図るための事業。